

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成23年6月9日

摂津市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成23年6月9日(木) 午前 9時58分 開会  
午前10時34分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	南野直司	副委員長	木村勝彦	委員	大澤千恵子
委員	三宅秀明	委員	上村高義	委員	山崎雅数
議長	藤浦雅彦	副議長	森西 正		
議員	柴田繁勝				

### 1. 欠席委員

委員 原田 平

### 1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝                      総務部長 有山 泉

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦    同局局次長 藤井智哉    同局総括参与 野杵雄三  
同局総括主査 湯原正治    同局書記 田村信也

### 1. 案件

・平成23年第2回定例会審議日程及び議事日程について

(午前9時58分 開会)

○南野直司委員長 ただ今から議会運営委員会を開会いたします。

本日、民主党の原田委員の代わりに、柴田議員が代理で来られていますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、理事者からあいさつを受けることにします。

小野副市長。

○小野副市長 おはようございます。議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

今月14日から開催されます第2回定例会で、報告案件9件、補正予算案件3件、条例案件2件、その他の案件3件の計17件を予定いたしております。

案件の概要につきましては総務部長より説明をいたさせます。

よろしくお取り計らいを賜りますようお願い申しあげたいと存じます。

○南野直司委員長 本日の委員会記録署名委員は上村委員を指名いたします。

それでは、第2回定例会の提出議案について概略説明をお願いいたします。

有山総務部長。

○有山総務部長 それでは、第2回定例会に上程いたします議案の概略について説明申し上げます。

まず、報告第1号は平成22年度摂津市一般会計補正予算(第6号)専決処分報告の件です。

住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付決定が合わせて1,663万6,000円ございました。国費の増額に伴い、財政調整基金繰入金1,663万6,000円を減額し、財源調整を行うため平成23年3月31日専決補正したものです。

続きまして報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます

が、平成23年3月18日の午前10時5分ごろに、発生しました公用自動車による公務中に発生した車両事故にかかる損害賠償の額を定める専決処分の件です。

正雀公園のごみ回収作業のため、府道大阪京都線、摂津市正雀二丁目14番地付近で、車両進入路の段差切り下げ部に、公用自動車を停車させ、作業確認のため職員が車両から離れたところ、車両が後退し、回収作業を待つて車道に停車していた車両に接触し、相手方の車両の左前部を損傷させたものでございます。原因は本市公用自動車のサイドブレーキが完全にかかっていなかったことによるものです。この修理代、7万8,141円は全額、本市の過失割合が100%と認定され、社団法人全国市有物件共済会から支払われております。

続きまして報告第3号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございますが、これは、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に可決成立しましたので、摂津市税条例においても所要の改正を行ったものです。これに伴い専決処分いたしましたものがあります。主な改正点は、市民税で、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失については、平成22年において生じた損失額として、雑損控除としての控除できるものとする、などの措置が講じられたものです。これは、税の基準日が平成23年1月1日となることから平成23年3月1日に発生しました、東日本大震災による被害に対する救済をしようとするものです。

次に報告第4号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございますが、平成23年3月2日の午後3時40分ごろに、発生しました公用自動車による公務中に発生した車両事故にかかる損害賠償

の額を定める専決処分の件です。工事現場に向かう公用車両が府道大阪高槻線、摂津市鳥飼中二丁目8番51号地先、三井石油ガソリンスタンド東南角の信号の無い三差路で、相手方車両が北側の市道鳥飼中20号線から、府道大阪高槻線に進入しようとして、本市公用車両の左側面に接触し、公用車両は、左側面の前後のドア2枚を損傷し、相手方車両は右前部のフェンダー、右タイヤの損傷と、サスペンションの変形などでございます。

事故の原因は、相手方車両が市道から府道へ進入の際、一時停止と交通車両の確認義務を怠り、府道へ進入し、走行中の本市公用車両に接触したことでございます。

示談につきましては、社団法人全国市有物件共済会と協議の上、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市10%、相手方90%と認定しました。

本市の損害額は、29万8,200円、相手先の損害額は45万1,500円で、過失相殺割合に基づき、本市と相手先の損害額の合計額74万9,700円に対して、本市の過失割合の10%を乗じました、7万4,970円を、相手方は過失割合の90%を乗じました、67万4,730円を支払うことで合意をしたところです。なお、損害賠償金につきましては、社団法人全国市有物件共済会から支払われるものでございます。

次に報告第5号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件でございますが、これは、平成22年度国民健康保険特別会計の決算収支が、4億9,879万1,000円収支不足を見込んでおり、この赤字補填のため平成23年度予算から前年度繰上充用金として、平成23年5月31日に専決補正したものです。

次に報告第6号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件でございますが、これは、平成22年度公共下水道事業特別会計の決算収支が、350万円収支不足を見込んでおり、この赤字補填のため平成22年度予算から前年度繰上充用金として、平成23年5月31日に専決補正したものです。

次に報告第7号、平成22年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件でございますが、平成22年度の継続費の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものです。

内容につきましては、款3、民生費、項1、社会福祉費の地域福祉活動支援センター事業で、継続費の総額2億6,211万5,000円のうち、平成22年度継続費予算現額は6,552万9,000円で、支出見込額は608万4,000円となり、残額5,944万5,000円を平成23年度に逡次繰越するものです。

なお、繰越額の財源内訳は、繰越金999万7,000円、国・府支出金2,012万8,000円、地方債2,940万円でございます。

款4、衛生費、項1、保健衛生費の斎場管理事業で、継続費の総額1億2,862万6,000円のうち、平成22年度継続費予算現額は6,431万3,000円で、支出見込額は6,030万6,500円となり、残額400万6,500円を平成23年度に逡次繰越するものです。

なお、繰越額の財源内訳は、繰越金6,500円、地方債400万円でございます。

款7、土木費、項4、都市計画費の南千里丘まちづくり事業で、継続費の総額25億9,492万1,000円のうち、平成22年度継続費予算現額は10億7,291万626円で、支出見込額は9億2,511万894円となり、残額1億4,779万9,732円を平成23年度に逓次繰越するものです。

なお、繰越額の財源内訳は、全額繰越金でございます。

また、南千里丘土地区画整理事業につきましては、継続費の総額9億3,500万円のうち、平成22年度継続費予算現額は1億4,368万5,873円で、支出見込額は1億4,309万2,750円となり、残額59万3,123円を平成22年度に逓次繰越するものです。

なお、繰越額の財源内訳は、全額繰越金でございます。

次に、項5、住宅費の市営住宅立替え事業で、継続費の総額16億3,618万5,000円のうち、平成22年度継続費予算現額は3億9,404万7,000円で、支出見込額は6,813万8,785円となり、残額3億2,590万8,215円を平成23年度に逓次繰越するものです。

なお、繰越額の財源内訳は、国・府支出金1億3,154万6,000円、地方債1億4,450万円、その他4,986万2,215円でございます。

次に報告第8号、平成22年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございますが、平成22年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款7、土木費、項2、道路橋りょう費の道路補修事業で、

金額2,500万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金1,100万円、地方債900万円、一般財源500万円となっております。

項4、都市計画費の震災対策推進事業で、金額90万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額国庫支出金となっております。

また、吹田操車場跡地まちづくり事業で、金額2,505万6,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額一般財源となっております。

款9、教育費、項2、小学校費の小学校耐震補強等事業で、金額7,507万5,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金1,338万円、地方債6,160万円、一般財源9万5,000円となっております。

また、小学校給食調理場改善事業で金額2億7,335万9,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越額の財源内訳は国庫支出金1,991万5,000円、地方債2億5,240万円、一般財源104万4,000円となっております。

次に、小学校学習環境改善事業で金額3億2,130万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金7,157万2,000円、地方債2億4,840万円、一般財源132万8,000円となっております。

項5、社会教育費の公民館施設改修事業で、金額1,352万7,000円のうち全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金878万8,000円、一般財源473

万9,000円となっています。

項6、図書館費の図書館施設管理事業で、金額785万4,000円のうち全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額国庫支出金となっています。

次に報告第9号、平成22年度摂津市一般会計事故繰越し繰越報告の件でございますが、平成22年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越報告を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款2、総務費、項1、総務管理費の地域情報化事業で、金額27万8,250円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額一般財源となっています。

その理由といたしましては、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響により、部品調達に時間を要しており、当初予定期間内での完了が困難となったものであります。

次に議案第30号、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第1号）でございますが、当初予算額324億9,091万6,000円に補正額10億6,868万6,000円を追加し補正後予算額を335億5,960万2,000円とするものでございます。

内容は、東日本大震災の被災地に係ります義援金、鳥飼野々団地跡地に係ります公有地有効活用検討業務委託料、市たばこ税大阪府交付金、文化ホール修繕、正雀南千里丘線の土地購入費、防災対策事業として、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成委託、東北地方太平洋沖地震支援の補正予算を計上いたしております。

財源内訳は、土地購入は、地方債で3,870万円、その他は財政調整基金から

の繰入金としております。

次に議案第31号、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、収入で、水道事業収益、現計予算額22億1,681万5,000円に補正額338万4,000円を追加し補正後予算額を22億2,019万9,000円とするものでございます。支出で、水道事業費用、現計予算額19億3,916万2,000円に補正額338万4,000円を追加し補正後予算額を19億4,254万6,000円とするものでございます。

内容は、東日本大震災による被災者等に関する水道料金の免除や被災地への職員派遣に対する一般会計からの繰入金などです。

次に議案第32号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、現計予算額105億6,527万8,000円に補正額1,856万8,000円を追加し補正後予算額を105億8,384万6,000円とするものでございます。

内容は、過年度精算による国庫負担金等返還金などでございます。

次に議案第33号、工事請負締結の件でございますが、摂津市立摂津小学校給食調理場等新築工事で、契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、2億6,350万円でございます。

契約の相手方は、奥村組土木興業・藤原工業特定建設工事共同企業体で、代表者は、大阪市港区三先一丁目11番18号、奥村組土木興業株式会社、取締役社長、奥村安正でございます。

次に議案第34号、工事請負締結の件でございますが、摂津市立べふ幼稚園改修工事で、契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、2億5,500万円

ございます。

契約の相手方は、森本組・岸本建設特定建設工事共同企業体で、代表者は、大阪府中央区南本町二丁目6番12号 株式会社森本組大阪支店、執行役員支店長、築田和夫でございます。

次に議案第35号、工事請負締結の件でございますが、摂津市立小学校空調機設置工事で、契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、2億4,650万円でございます。

契約の相手方は、大阪府北区堂島一丁目1番5号、新菱冷熱工業株式会社大阪支社で、代表者は取締役副社長支社長、佐々木恒己でございます。

次に議案第36号、摂津市暴力団排除条例の件でございますが、平成23年4月1日に施行されました、大阪府暴力団排除条例と連動して府・市一体となって、暴力団の排除、暴力団をおそれないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とするとともに、暴力団事務所の存在を許さないこととして、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して、社会全体として推進されなければならないことを基本理念として規定しております。なお、この改正条例の施行日は平成23年8月1日からとしております。

次に議案第36号、摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件でございますが、現在、奨学資金制度は、国及び大阪府の施策により私立高等学校においても、実質授業料の無償化世帯が大幅に拡大したことからも、授業料相当額を貸し付ける現行制度は廃止いたします。なお、この廃止する条例に、経過措置を設け、昨年度から奨学資金の貸与を受けている者については、その正規の修学期間終了まで貸与を継続すること、また、貸与後に

奨学資金の返還をしている者については継続的に返還していただくことを条例廃止後も効力を持たせるために設けております。

以上、平成23年第2回定例会に提出いたしております17件の概要説明といたします。

○南野直司委員長 説明が終わりました。この際、何か質問がございましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 質問がないようです。理事者の皆さんは退席頂いて結構です。暫時休憩します。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○南野直司委員長 再開します。

それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 第2回定例会の審議日程等の事務局案についてご説明申し上げます。

まず、会期は、6月14日から6月29日までの16日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の6月14日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が、議会議案の届出締切でございます。

また、本会議終了後に幹事長会が予定されています。この幹事長会において議会推薦の農業委員の調整が行われますので、人選がまとまれば、最終日の本会議で推薦の議決というふうに考えております。

16日が建設常任委員会と民生常任委員会で、建設常任委員会終了後、建設常

任委員協議会が予定されています。

17日が総務常任委員会と文教常任委員会でございます。総務常任委員会終了後、総務常任委員協議会が予定されています。

また、17日の正午が一般質問の届出締切でございます。

次に、24日が議会運営委員会、28日は本会議で、一般質問です。

翌29日は本会議最終日で、一般質問のあと、付託案件の委員長報告、採決ののち、議会議案でございます。また、本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の第3回定例会の日程の仮決定をお願いするものです。

以上が、審議日程案です。

続きまして、議事日程について説明をいたします。

まず、6月14日につきましては、日程1が会期決定の件で、日程2は、請願第1号取り下げの件で、即決でございます。

日程3は、議案第30号など5件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託でございます。

日程4は、報告第1号など4件で、一括上程で即決でございます。

日程5は、報告第2号など5件で、一括して報告を受けていただきます。

日程6、日程7及び日程8は、工事請負契約締結の件で、1件ずつ上程のうえ、それぞれ即決でございます。

6月28日については、一般質問でございます。

29日については、日程1、一般質問ののち、日程2、議案第30号など委員会付託案件の5件を一括上程のうえ、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございますが、ご

覧のとおり総務、建設、文教、民生の各常任委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の、議案第30号、所管別の分割表は、平成23年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、総務、建設、民生の各常任委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○南野直司委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司委員長 それではそのように決定いたします。

次に報告事項がありますので事務局から説明をお願いいたします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 1点目は、全国市議会議長会からの表彰状伝達式についてでございます。来る6月15日付けで、全国市議会議長会から表彰されます方の表彰状の伝達式を6月28日の本会議開会前に行います。今回の表彰におきまして、原田議員が30年表彰を受賞されておられます。

2点目は、バンダバーグ市からの訪問団によるお礼の挨拶についてでございます。6月28日に、バンダバーグ市の市長、議会の代表者など8名が本市を訪問され、昨年末の大洪水の被害に対する本市からの義援金について、市長並びに議会の皆様へ、感謝の意を伝えたい、との申し出を受けておりますので、この後、ご協議いただきたいと存じます。

3点目は、議場の理事者席の一部変更についてでございます。人事異動等にもない、今回、議場の理事者席について、一部変更しておりますのでよろしく願います。

○南野直司委員長 ただいま事務局から説明がありました。1点目、3点目の報告事項につきましては、よろしくお願ひします。2点目のバンダバーグ市からの訪問団が感謝の意を伝えたい、とのことではありますが、本会議2日目の6月28日に、訪問団が8名、来賓されます。

本会議開会前に、議場で、全国議長会からの表彰状伝達式が終了後に行う、ということですのでよろしいでしょうか。

上村委員。

○上村高義委員 議場で行うということで、通常、外国の方が来られる場では卓上に日本の国旗と相手国の国旗をクロスさせておくものですが、今回どうされるのか確認をお願いします。相手方にとって失礼がないように対処していただきたいと思います。

○南野直司委員長 暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○南野直司委員長 再開します。

相手の方に失礼がないようにこれから検討していきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 それでは、具体的には、伝達式が終了後に、訪問団の方々に議場へお入りいただき、理事者席の後方に空いている席がありますので、そこにお座りいただきたいと考えております。

バンダバーグ市長から、ご挨拶をいただひて、挨拶が終了後、訪問団の方々に退席いただき、本会議を開会する、ということになります。

また、バンダバーグ市長の挨拶時、写真撮影いたしますので、よろしくお願ひします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時34分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 南野直司

議会運営委員 上村高義